

本日ここに、第20回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第53号から議案第75号まで並びに報告第5号から報告第14号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号 筑後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、文言の定義について改正するものであります。

議案第54号 筑後市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、増加し続ける救急出動要請に対応するため、平成31年度から消防職員を2名増員するものであります。

議案第55号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の規定に準じ、職員の分限手続について改正するものであります。

議案第56号 筑後市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の規定に準じ、休業期間の再度の延長ができる場合の要件を定めるものであります。

議案第57号 筑後市退職手当支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方独立行政法人法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

議案第58号 筑後市税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、市民税の非課税限度額の引上げ及び市たばこ税の税率の引上げ等について改正を行うものであります。

議案第59号 筑後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の基準の改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例及び食事の提供の特例等を定めるものであります。

議案第60号 筑後市美しい環境をつくる条例の一部を改正する条例制定につきましては、管理不全の状態にある空き地に対する所有者の管理責任を明確化し、指導、勧告等を行えるよう改正するものであります。

議案第61号 平成30年度筑後市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算は、1,329万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を192億2,905万9千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第3款 民生費の介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、平成29年度決算の確定に伴い、減額するものであります。

学童保育事業に要する経費は、あさひ保育園の学童保育所新設に伴う施設整備に係る補助金を計上するものであります。

第4款 衛生費の上水道事業に要する経費は、福岡県南広域水道企業団が実施する第二期拡張事業費が増額されたことに伴い、同企業団への出資金を増額するものであります。

第6款 農林水産業費の筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、事業促進を図るため、県事業費が増額されたことに伴い、負担金を増額するものであります。

第9款 消防費の一般消防事務に要する経費は、職員採用試験関連経費を増額するものであります。また、消防庁舎老朽化に伴い、改修工事を実施するため、工事請負費を計上するものであります。

第10款 教育費の教育研究に要する経費は、県事業の「つ

ながら食育推進事業及び道徳教育推進事業」を受託するため、関連経費を計上するものであります。

校舎等維持補修に要する経費は、大阪北部地震におけるブロック塀倒壊事故を受け、危険箇所と判断された小学校4校のブロック塀等の撤去新設工事について、緊急的に既存の事業費の流用により対応した分も含め、不足する工事請負費を増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、繰越金、市債を充てております。

また、地方交付税及び臨時財政対策債の補正は、普通交付税額の確定に伴うものであります。

債務負担行為の補正は、平成31年度から指定管理協定を締結する必要があるサザンクス筑後管理運営事務ほか6件であります。

地方債の補正は、臨時財政対策債及び水道事業出資債を増額するものであります。

議案第62号 平成30年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、27万円を増額し、歳入歳出予算の総額を56億5,439万2千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第1款 総務費の一般管理に要する経費は、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、事業状況報告等作成システムを改修する必要があるため、委託料を増額するものであります。

以上の経費の財源として、県支出金を充てております。

債務負担行為の補正は、平成31年度から複数年契約を予定している特定健診（集団健診）事業についてであります。

議案第63号 平成30年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、7,204万2千円を増額し、歳入歳出

予算の総額を42億50万2千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第5款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、平成29年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第7款 諸支出金の国県支出金等返還金は、平成29年度介護給付費等の確定に伴う国・県負担金等の返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

議案第64号 平成29年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第72号 平成29年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第5項の規定による主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第73号 平成29年度筑後市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第74号 平成29年度筑後市水道事業剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金3千万円、建設改良積立金2億円を計上し、翌年度繰越利益剰余金を2,594万4,165円とするものであります。

議案第75号 市道路線の廃止及び認定につきましては、主要地方道久留米筑後線の一部区間が本市へ移管されるため、現路線を廃止し、移管区間を含めた路線として認定するものであります。

報告第5号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、学校用務員業務に従事している筑後市シルバー人材

センター会員が学校での作業中、使用していた一輪車の脚が折れ、駐車中の軽自動車に接触し、ボンネットを破損したもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決したので報告するものであります。

報告第6号 平成29年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第7号 平成29年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第8号 平成29年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第9号 平成29年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第10号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第11号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第12号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度の経営状況を報告するものであります。

報告第13号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法が改正され、本年4月から設立団体の長が評価を行うこととなったため、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、平成29年度の評価結果を報告するものであります。

報告第14号 地方独立行政法人筑後市立病院の第2期中期目標期間に係る業務実績見込みに関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。